

(別紙 1)

## 常総市シティプロモーション動画制作業務委託仕様書

### 1 件名

常総市シティプロモーション動画制作業務委託

### 2 業務の目的

常総市シティプロモーションは、交流・関係人口や移住・定住人口の増加を目的としている。市内外に向けた本市の魅力発信に取り組み、市民が常総市を魅力的と感じ、その思いを愛着、誇りへと高めていくとともに、知名度向上とイメージアップを図るため、本市のもつ魅力を効果的に発信するためのPR動画を制作する。

### 3 業務委託期間

契約締結日の翌日から令和6年12月20日まで

### 4 制作概要

次に掲げる内容の映像を制作すること。ただし、契約限度額の範囲内で、より効果的な内容等の提案があれば、内容を変更することがある。

- ① 常総市の四季折々の魅力
- ② 常総市の春、夏の魅力
- ③ 常総市の秋、冬の魅力
- ④ 常総市の観光、歴史文化の魅力

上記、①から③については、常総市の四季折々の魅力を豊かな自然環境や歴史文化、観光資源などを盛り込み、本市に「訪れてみたい」「住んでみたい」「住み続けたい」と感じられる映像とする。また、上記④については、観光や歴史文化の要素をメインに盛り込み、本市に「訪れてみたい」と感じられる映像とする。

### 5 映像使用想定媒体

YouTubeをはじめとする各種SNS、ホームページ、デジタルサイネージ等

### 6 業務の内容

#### (1) 企画立案

- ・プロポーザルでの企画提案内容を基に、委託者と協議し構成を決定すること。受託者は、委託者が内容を齟齬なく理解できるよう、必要に応じて絵コンテ等の資料を用意すること。
- ・取材、撮影に必要となるスタッフ、出演者、機材、車両及び消耗品等の手配及び管理の一切を行うこと。また、撮影にあたり必要となる関係者及び関係場所の撮影許可取得及び日程調整等、撮影に必要な手続きの一切を行うこと。
- ・本業務に使用する映像は、新たに撮影するものとし、既存の映像を使用する場合は、本市と協議すること。

(別紙 1)

・動画は原則として、ノンバーバル（非言語）のものとするが、所在等が明確になるような工夫をすること。（例：観光施設名の表記を入れる。）なお、提案内容によっては、この限りではない。

・動画に合わせたBGMを挿入すること。

(2) 映像構成

・本市の魅力を短時間で伝えられるよう工夫された、訴求効果の高い映像作品を制作すること。

・多様な撮影技術（ドローン空撮等）を活用し、本市の魅力を最大限に引き出す映像を撮影すること。

・制作本数は「4 制作概要」に掲げる①から④までの内容ごとに本編及びダイジェスト版を1本ずつ計8本を制作すること。

・映像完成までに委託者による複数回の内容確認及び修正指示の機会を設けること。

(3) 映像仕様

動画の長さや画質については、下記のとおりとする。

|     |  |
|-----|--|
| 長さ  | 本編 3分程度<br>ダイジェスト版 30秒程度                       |
| 画質等 | 画質：4K(3840×2160)及びFHD(1920×1080)<br>ファイル形式：MP4 |

7 成果品

動画の納品にあたっては、以下のような記録媒体にて納品すること。ただし、制作する動画のうち「4 制作概要」に掲げる「④常総市の観光、歴史文化の魅力」の動画の納品については、令和6年2月29日（木）までとする。また、本市からの要請に基づき、動画の納期や手法について、柔軟に対応すること。

|           |   |
|-----------|---|
| 納品方法      | ポータブルHDD 1個<br>DVD 4枚<br>それぞれに動画を保存し納品すること。<br>DVDについては、「4 作成概要」に掲げる内容ごとに保存すること。<br>また保存されているデータについては、一般的なPCで複製が可能な形式にすること。 |
| 掲載用データ一式  | MP4形式での動画配信データとして記録媒体で納品すること。   |
| 動画素材データ一式 | テロップ等の編集がなされていない動画素材をMP4形式で記録媒体で納品すること。   |
| 実施報告書     | 紙媒体 年度ごと各1部<br>電子媒体 年度ごと各1部   |
| 提出先       | 茨城県常総市水海道諏訪町3222番地3<br>常総市市長公室常創戦略課 シティプロモーション係   |

(別紙 1)

8 成果物に関する権利の帰属

- (1) 本件受託において、著作権、肖像権等の取扱いには十分注意すること。
- (2) 本件受託の履行に伴い発生する成果物等に対する著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む。）、著作隣接権、商標権、商品化権、意匠権及び所有権（以下これらを「著作権等」という。）は本市に帰属するものとする。
- (3) 受託者は、自ら制作・作成した著作物に対し、いかなる場合も著作者人格権を行使しないものとする。
- (4) 成果物等に、第三者が権利を有する著作物等が含まれる場合は、受託者が当該著作物の使用に必要な一切の手続きを、受託者において費用を負担し、受託者が行うこと。

9 委託料の支払い

委託料の支払いは、年度ごとに行うものとする。受託者は、「7 成果品」に掲げる成果品及び請求書を委託者に提出し、委託者は適正な請求書を受領した日から起算して 30 日以内に委託料を支払うものとする。

10 留意事項

- (1) 委託業務の全部または一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ本市の承諾を得た場合は、この限りではない。
- (2) 受託者は、本委託契約業務の実施に当たり、関係法令、条例及び規則等を十分に遵守すること。
- (3) 委託業務に関して知り得た秘密をみだりに他に漏らし、又は委託業務以外の目的に使用してはならない。委託期間が終了し、又は委託契約が解除された後においても同様とする。
- (4) 委託業務を通じて取得した個人情報の適切な管理のために、必要な措置を講じるものとする。受託者が取り扱う個人情報については、本市が保有する個人情報として本市の個人情報保護条例の適用を受けるものとする。
- (5) 受託者は、委託業務の履行に当たり、自己の責めに帰すべき事由により本市に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。
- (6) 受託者は、委託業務の履行に当たり、受託者の行為が原因で利用者その他の第三者に損害が生じた場合には、その賠償の責めを負うものとする。
- (7) 本市が受託者を決定した後、契約に当たり、この仕様書に定める事項及びこの仕様書に定められた事項以外に疑義が生じた場合は、遅滞なく本市と協議を行うものとする。
- (8) 本仕様書に定めるもののほか、受託者の企画提案内容についても、適切に履行すること。